

かわちちく かつせいかけいかく  
川内地区活性化計画

にいがたけんごせんし  
新潟県五泉市

平成22年 5月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 川内地区活性化計画

都道府県名 新潟県

市町村名 五泉市

地区名( 1) 川内地区

計画期間( 2)

平成22年度～26年度

## 目 標 : ( 3)

当地区では水田の有効活用を目的とした新規需要米(米粉用)の生産拡大に取り組んでいる。米粉用処理加工施設を整備することで新規需要米の需要拡大を図り、米粉の販売量増加を通じて農業従事者の経営の安定を図ることにより当地区の定住人口を確保する。

具体的には米粉の販売量を平成26年度には127.6tを目標とする。また、地区内人口を平成22年度1,255人に対して平成26年度1,192人を確保することを目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

五泉市は新潟県のほぼ中央、県都新潟市の南東約2.5kmに位置し、阿賀野川・早出川・能代川などの一級河川によってもたらされた肥沃な土地が広がり、市の三方を白山や菅名岳などの山々に囲まれた自然豊かな地域となっている。基幹産業である農業は主体である稲作にサトイモやチューリップの球根、レンコンなどの園芸を組み合わせた複合営農が展開されている。当地区は市の南東部に位置し、一級河川「仙見川」によって形成された扇状地には水田地帯が広がっており、稲作中心の農業が行われている。

### 現状と課題

近年、主食用米の需要量の減少から、生産調整の実効性確保のため、転作作物の拡大が地域の課題となっているが、当地区は、生産者の高齢化等により労力のかかる転作作物の新規導入が難しいため、基幹作物である米を、新潟産コシヒカリとして生産拡大と販売促進に努めてきた。しかし、消費減等による米価の低迷により、農業所得の減少等による経営意欲、ひいては地域活力の低下が懸念されている。また、高齢化等による生産者が減少していることから、耕作放棄地等も年々増加傾向にある。

そこで、生産調整の達成に向けた水田フル活用の実現のため、新規需要米(米粉用米)の作付の推進を行っているが、米粉用米の需要の確保や製粉業者の処理加工施設の整備等が課題となっている。

### 今後の展開方向等( 4)

高齢化等により、転作作物の新規導入が難しかった当地区へ新規需要米(米粉用米)の作付を推進することで、生産調整の実効性や耕作放棄地の解消を図る。  
また、新規需要米の作付を推進する上では需要の確保が重要となることから、製粉業者に米粉用処理加工施設の導入を図ることで需要を確保し、今後の新規需要米の生産拡大を図ることにより、農業所得を確保・農業経営の安定化を図り、定住人口の確保に努める。  
このような取り組みにより、農家の経営意欲の向上・地域の活性化を目指す。

### (記入要領)

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業( 1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別( 3)	備考
五泉市	川内地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	たいまつ食品株式会社	有	イ	区域外で実施

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務( 4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)( 5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項( 6)

--

#### 【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域( 1)

川内地区(新潟県五泉市)	区域面積 ( 2)	726ha
区域設定の考え方 ( 3)		
法第3条第1号関係: 当該区域726haは、田が287.6ha(39.6%)、畑が61.7ha(8.5%)、山林が222.4ha(30.6%)を占め農業が基幹産業となっている。		
法第3条第2号関係: 人口の減少(H12 H17で7.1%減)、農家総数の減少(H12、169戸 H17、152戸で10.06%減)、農業者の高齢化(H17年年齢別世帯員数、農家人口65歳以上25.2%)、後継者不足が顕著であり、地域農業の活性化のためには振興を図ることが必要な区域である。		
法第3条第3号関係: DID(人口集中地区)が無く市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二)

#### 【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項  
該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法( 2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準( 3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準( 4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法( 5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件( 6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項( 7)		

- 1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- 2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。  
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- 3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- 4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- 5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- 6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- 7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)

米粉の販売量については事業実施主体である、たいまつ食品株式会社から生産及び販売量等の関係資料の提出を求め検証し、評価を行う。

定住人口の確保については、市の住民基本台帳データより評価を行う。

### 【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。



